

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月7日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	別海町
4. 届出番号	13
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://betsukai.jp/kurashi/tetsuzuki/mynumber/dokujiriyou/">https://betsukai.jp/kurashi/tetsuzuki/mynumber/dokujiriyou/</a>

執行機関名 別海町長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	別海町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成17年別海町訓令第16号)による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第8の項 別海町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成17年別海町訓令第16号)による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条、第3条の3	別海町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第1条 全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</p> <p>第3条の3 市町村は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第10条第1項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第24条第1項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における<u>児童の福祉に関する支援</u>に係る業務を適切に行わなければならない。</p> <p>2 都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適切かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第11条第1項各号に掲げる業有の実施、<u>小児慢性特定疾患医療費</u>の支給、障害児入所給付費の支給、第27条第1項第3号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。</p>	<p>第1条 この訓令は、「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について」(平成17年2月21日雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく事業(以下「<u>小児慢性特定疾患治療研究事業</u>」という。)の対象となっている者(以下「<u>小児慢性特定疾患児</u>」という。)に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付すること(以下「給付」という。)により、<u>日常生活の便宜</u>を図ることを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>別海町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成17年別海町訓令第16号)</p>